平成２２年（フ）第４９２号
山梨県北杜市白州町台ケ原87番地２
債務者　遠藤　基彦
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
長野県安曇野市豊科田沢4726番地４
債務者　古川　由美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４６１号
滋賀県野洲市行畑914番地ラピス・ラズリⅡξ号室
債務者　梅原文春こと　金　　文春
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６２号
滋賀県野洲市行畑914番地ラピス・ラズリⅡξ号室
債務者　金城伊津世こと　金　伊津世
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０８号
大津市真野２丁目18番27号
債務者　久保田喜則
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８６１号
兵庫県姫路市飾磨区野田町201番地　ハイツ野田403号
債務者　笹倉万里子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８６号
鳥取県米子市大谷町90番地
債務者　松本　和子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２０１号
鳥取県米子市皆生新田２丁目９番５号　201号
債務者　阿部　政美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１４８０号
広島市中区住吉町16番28―201号　第２ミヤコビル
債務者　飯干　清文
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３号
徳島県美馬郡つるぎ町一宇字一宇349番地１
債務者　平井　新一
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第８１号
高知県高岡郡四万十町金上野316番地３、前住所高知県香美市土佐山田町2445番地３
債務者　小川　裕美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第３８０号
福岡県久留米市宮ノ陣６丁目４番12号
債務者　笠　優加子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３８３号
福岡県久留米市合川町116番地４、住民票上の住所福岡県久留米市宮ノ陣４丁目７番５―701号
債務者　広島喜久代
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３９９号
福岡県小郡市津古1377番地１　シティベール山村Ⅱ103
債務者　和田　俊明
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４０４号
福岡県久留米市長門石４丁目５番12―20号
債務者　佐々木　浩
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４１７号
福岡県久留米市山川安居野３丁目９番12号
債務者　三浦　和夫
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４２３号
福岡県久留米市大手町５番地５　ダイナコート久留米駅前201号
債務者　平島　秀樹
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１５２号
福岡県田川郡福智町金田1125番地
債務者　田中　聖一
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所田川支部